

平成27年度の奈良県立医科大学の  
高圧受変電設備定期点検業務委託

# 入札説明書

## 目次

- |   |        |             |
|---|--------|-------------|
| 1 | 入札説明書  | P 1 ~ P 5   |
| 2 | 別紙様式   | P 6 ~ P 13  |
| 3 | 契約書(案) | P 14 ~ P 17 |

橿原市四条町840番地  
公立大学法人奈良県立医科大学  
法人企画部財産管理課

※ 返却は不要です

# 入 札 説 明 書

公立大学法人奈良県立医科大学が委託する高圧受変電設備定期点検業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、公立大学法人奈良県立医科大学会計規程及び公立大学法人奈良県立医科大学契約規程（以下「契約規程」という。）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

## 1 当委託業務に関する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成27年度 高圧受変電設備定期点検業務委託
- (2) 委託期間  
契約日から平成28年3月31日まで
- (3) 履行場所  
橿原市四条町840番地  
奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）
- (4) 委託業務の仕様  
別添仕様書のとおりとします。

## 2 当委託業務の入札契約事務に関する事項

- (1) 入札事務の日程
  - i) 公告日、入札説明書・仕様書交付開始 平成27年4月 9日（木）
  - ii) 入札参加申込兼参加資格確認申請 同 4月16日（木）～4月20日（月）
  - iii) 入札参加資格者確認通知書の発送 同 4月24日（金）までに
  - iv) 質疑の送付 同 4月22日（水）午前10時～午前11時
  - v) 入開札 同 4月30日（木）午後3時30分
- (2) 入札事務を担当する部局、契約条項を示す場所と日時  
〒634-8521 橿原市四条町840番地  
公立大学法人 奈良県立医科大学  
法人企画部 財産管理課 財産係（教育研修棟1階）  
電話番号 0744-22-3051 内線2286  
FAX番号 0744-29-8802  
平成27年4月 9日から同年4月20日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）  
毎日午前9時から午後5時まで
- (3) 仕様書の交付  
仕様書については電子データにて交付しますので、150キロバイトの電子データの保存が可能な電子媒体（USBメモリとする。）を(2)に示す場所まで持参してください。交付期間は、公告日から(1) ii) の入札参加申込兼参加資格確認申請の最終日までとします。

## 3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、入札参加資格の確認を受けた者でなければなりません。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出期限及び当該調達の入札の日に、奈良県の入札参加停止又は入札参加保留の措置期間中でないこと。
- (3) 奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月27日奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加有資格者名簿に、営業種目がQ1の「建物管理」で登録されていること。

(4) 許可病床数300床以上の病院における高圧受変電設備の点検を、過去10年間に履行した実績を有すること。過去10年間とは、平成17年4月1日以降に完了したものとする。

(5) 4(3)に示した書類を不足なく提出期間内に提出できる者であること。

#### 4 入札参加申込兼参加資格確認申請

(1) 申込(申請)受付場所 2(2)に示す場所

(2) 提出期間 平成27年4月16日(木)から4月20日(月)まで(土曜日、日曜日を除く)  
毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類 入札参加資格の確認及び適正な業務を実施できることを証明する次に掲げる書類を、(1)の場所に(2)の提出期間内に1部持参し提出してください。

- ① 入札参加申込兼参加資格確認申請書(別紙様式1)
- ② 3(4)を確認できる業務履行実績(別紙様式5)、当該請負契約の契約書等の写し及び高圧受変電設備の点検であることがわかるもの(単線結線図等)。
- ③ 返信用封筒(5(2)を参照のこと)

#### 5 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認日は、4(2)の最終日とします。

(2) 入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込兼参加資格確認申請書及び関係書類等に基づいて確認し、その結果を平成27年4月24日(金)までに入札参加申込者にFAXにより通知するとともに、文書(入札参加資格者確認通知書)を発送します。

については、返信用封筒(定形長3型)を入札参加申込時に併せて提出してください。同封筒には、362円分(速達)の切手を貼付し、返信先の住所及び郵便番号を記載しておいてください。

#### 6 質疑

質疑応答をもって、入札説明会に代えます。

仕様書等業務内容に関して質疑がある場合は、FAXにて受け付けします。FAXを送信した際は、確認の電話連絡をしてください。

質疑で見積金額に影響する内容があれば、入札参加申請各者に電話で連絡をします。

受付日時：平成27年4月22日(水) 午前10時～午前11時

担当者：公立大学法人 奈良県立医科大学 法人企画部 財産管理課  
電気係 小屋

電話番号：0744-22-3051 内線2383

FAX番号：0744-22-4524

ほか、入札事務に関して疑問がある場合は、2(2)まで電話またはFAXにて連絡してください。FAXを送付された場合は、必ず電話にてその旨連絡して下さい。こちらは随時受け付けます。

#### 7 入札及び開札に関する事項

(1) 当該入札に関する事務を担当する部局の名称 2(2)と同じ

(2) 入札、開札の日時及び会場 平成27年4月30日(木)午後3時30分  
奈良県立医科大学 大学本部棟3階 小会議室

(3) 入札参加資格者確認通知書の写しを、当日持参してください。

(4) 入札書は、下記のとおり作成、提出してください。

(5) 郵便による入札は行いません。

(6) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

- (7) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期、又はこれを廃止する場合があります。
- (8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

## 8 入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札日時までに会場に到着するようにしてください。
- (2) 入札参加者は、原則として1者1名とします。
- (3) 代理人が出席して入札する場合は、委任状を提出してください。
- (4) 進行に従って、入札書（を密封した封筒）を入札箱に投函してください。
- (5) 開札の結果により、再度入札となることがあります。

## 9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は、本法人所定の別紙様式2によることとします。
- (2) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
  - ア. 業務委託名は、1(1)に示した名称とします。
  - イ. 年月日は入札書の提出日とします。
  - ウ. 宛名は公立大学法人奈良県立医科大学理事長とします。
  - エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあつては奈良県（会計局総務課調達契約係）に届出済みのものとします。
  - オ. 代理人が入札する場合は、エ. の入札者の氏名（押印不要）及び当該代理人の氏名を記載して押印（委任状に押印した受任者使用印）してください。
  - カ. 入札書に記載する金額は、本業務を行うために要する一切の諸経費を含めて積算した金額（消費税及び地方消費税を除く。）を記入してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。但し、入札書記載の金額を加除訂正することはできません。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に封書が入札書である旨、入札する業務名、入札日、本法人理事長宛である旨及び入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入してください。（別添記入例を参照）

## 10 委任状の作成方法

- (1) 委任状は、本学所定の別紙様式3によることとします。
- (2) 委任状の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
  - ア. 委任状には、入札に参加する代理人の氏名を記載し、その者の受任者使用印を押印して下さい。
  - イ. 委任状に記載する入札者氏名及び押印は、9(2)エ. と同じものとします。
  - ウ. 年月日は入札書の提出日と同じとします。
  - エ. 宛名は公立大学法人奈良県立医科大学理事長とします。

## 11 開 札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が出席（1者1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

## 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 理事長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 係員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札
- (9) 虚偽の申請を行った者の入札

## 13 落札者及び落札価格の決定方法

- (1) 当該入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 落札となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とします。

## 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

## 15 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立に係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

## 16 契約書の作成

- (1) 契約書は、2通作成し、各自1通を保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。

## 17 保証金

### (1) 入札保証金

免除します。

ただし、契約規程第17条第2項の規定に基づき、落札者が契約を締結しない場合には、入札金額（入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。）の100分の5に相当する額以上を損害賠償金として納付しなければなりません。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、保険会社との間に奈良県立医科大学を被保険者とする契約金額の100分の10以上の額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約締結日までに2(2)に示す場所に提出する場合、または、過去2年間に国、地方公共団体又は独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを業務履行実績（別紙様式5）で確認できる場合等、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

## 18 その他の事項

(1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。

(2) 入札参加申込後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式4）を提出してください。入札の際に辞退する場合は、入札箱に投函せず係員に提出してください。

(3) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

## 19 交付書類

### (1) 入札説明書

(2) 入札参加申込兼参加資格確認申請書 別紙様式1

(3) 入札書 別紙様式2

(4) 委任状 別紙様式3

(5) 入札辞退届 別紙様式4

(6) 業務履行実績 別紙様式5

(7) 契約書（案）

# 高圧受変電設備定期点検業務委託 入札参加申込兼参加資格確認申請書

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 展受

〒  
住 所 \_\_\_\_\_  
名称(商号) \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_  
奈良県登録番号 

	-				
--	---	--	--	--	--

 \_\_\_\_\_

平成27年度の奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）の高圧受変電設備定期点検業務委託に係る一般競争入札に参加したいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと及びこの申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

連絡先(担当者)	
住 所	_____
所 属	_____
氏 名	_____
電話番号	_____
ファックス番号	_____

高圧受変電設備定期点検業務委託  
入 札 書

金 円

ただし、

委 託 名 平成27年度 高圧受変電設備定期点検業務委託

履 行 場 所 橿原市四条町840番地  
奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）

上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 殿

入 札 者 住 所

氏 名

印

(記入例)

高圧受変電設備定期点検業務委託  
入 札 書

金 ○ ○ ○ 円

ただし、

委 託 名 平成27年度 高圧受変電設備定期点検業務委託

履 行 場 所 橿原市四条町840番地  
奈良県立医科大学(大学附属施設を含む。)

上記のとおり入札します。

平成00年0月00日

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 殿

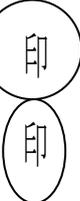
代表者が出席される場合は、会社等の  
代表者印を押印して下さい。

入 札 者 住 所 ○○市△△町1丁目10番10号

氏 名 ○○○○株式会社

代表取締役 奈良 太郎

代理人 鈴木 一郎



代理人が入札する場合は会社名・代表者名の下に代理人氏名を記入のうえ、  
受任者使用印を押印して下さい。(代表者印の押印は不要です。)

# 高圧受変電設備定期点検業務委託 委 任 状

私 は  を代理人と定め  
下記委託の入札に関する権限を委任します。

委託名 平成27年度 高圧受変電設備定期点検業務委託

履行場所 橿原市四条町840番地  
奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）

受任者 使用印	<input type="text"/>
------------	----------------------

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 殿

住 所

氏 名

印

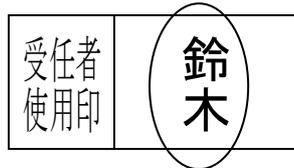
(記入例)

高圧受変電設備定期点検業務委託  
委任状

私は 鈴木一郎 を代理人と定め  
下記委託の入札に関する権限を委任します。

委託名 平成27年度 高圧受変電設備定期点検業務委託

履行場所 橿原市四条町840番地  
奈良県立医科大学(大学附属施設を含む。)



平成00年0月00日

↑  
入札に参加される方(代理人)の  
印鑑(入札当日持参のこと)を押印して下さい。

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 殿

会社等の代表者印を押印して下さい。

住所 00市△△町1丁目10番10号

氏名 ◎◎◎◎株式会社  
代表取締役 奈良太郎



## 入 札 辞 退 届

入札年月日 平成 年 月 日

委 託 名 平成27年度 高压受変電設備定期点検業務委託

下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退理由

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 殿

住 所

氏 名

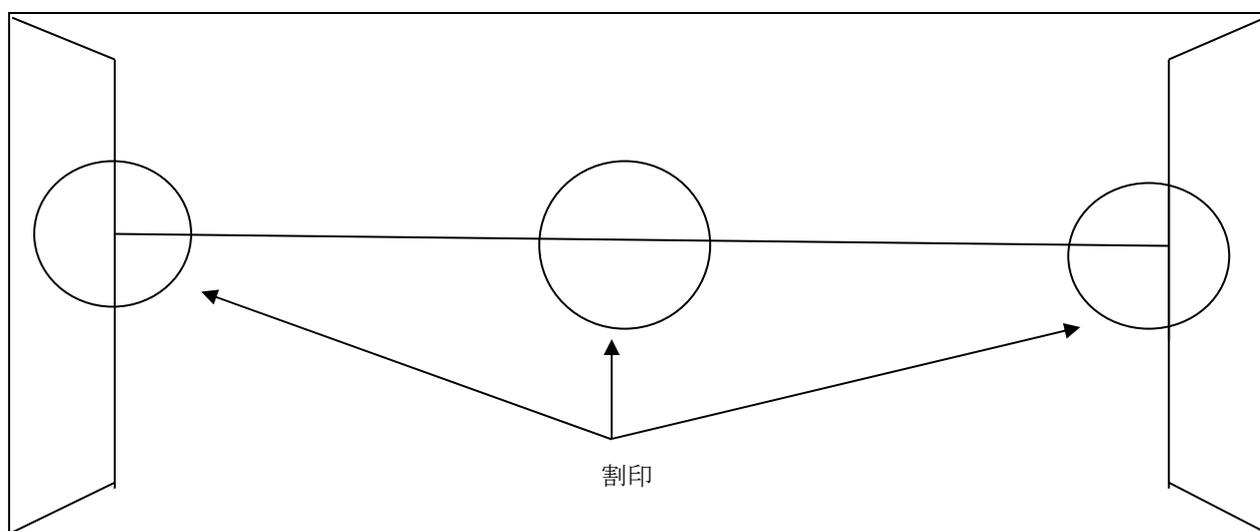
印

# 入札書封筒の作成例

## 封筒表面

委託名	平成27年度 高圧受変電設備定期点検業務委託
委託場所	橿原市四条町840番地 地内
<b>入 札 書 在 中</b>	
平成〇〇年〇月〇〇日	
公立大学法人奈良県立医科大学理事長 殿	
入札者	〇〇市△△町1丁目10番10号 ◎◎◎◎株式会社 代表取締役 奈 良 太 郎

## 封筒裏面



封緘後、封筒の貼り合せ部分3箇所に代表者印又は受任者使用印で割印して下さい。

## 業 務 履 行 実 績

標記について、下記のとおりです。

■ 許可病床数 300 床以上の病院における高圧受変電設備の点検を、過去 10 年間に履行した実績

契約先名（病院名）	許可病床数	契約期間	業務名称、内容
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	

※ 契約書等のコピー、及び高圧受変電設備の点検であることがわかるもの（単線結線図等）、を添付すること。  
ただし、奈良県立医科大学の高圧受変電設備の点検の履行実績の場合は、添付を省略してよいものとします。

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 殿

住 所

会社名（商号）

代表者名

印

(案)

平成27年度 高圧受変電設備定期点検業務委託契約書

公立大学法人奈良県立医科大学を甲とし、を乙として、甲  
乙両当事者は、高圧受変電設備定期点検業務について、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、公立大学法人奈良県立医科大学に設置している高圧変電設備について、別に定める仕様書に基づき、甲の指示に従い信義をもって誠実にこれを履行するものとする。

(契約期間)

第2条 平成27年契約日 から 平成28年3月31日 とする。

(委託料及び支払方法)

第3条 この契約における委託料は、金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) とし、支払方法は年2回の均等払いとする。

なお、支払いに係る振込手数料等は、乙の負担とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8.2及び第72条の8.3の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 甲は、第5条に規定する報告書及び請求書を受領した日の翌月末までに支払わなければならないものとする。

(仮設物の機能保持)

第4条 乙は、保守点検のために施工した仮設電源設備の機能維持及び安全管理に万全を期すること。

(報告書の提出)

第5条 乙は、この契約に定める作業の実施完了後、速やかに報告書を提出して、甲の検査を受けなければならない。

(手直し命令)

第6条 甲は、乙が実施した作業が仕様書に定める作業内容と適合していないと判断した場合、乙に手直しを命ずることができる。

(損害賠償)

第7条 乙の作業員が、甲の施設内においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とし、業務上の負傷等についてもすべて乙の責任とする。

2 乙が故意又は重大な過失により、点検対象設備に機能障害等を与えた場合又は建物及び物品等を破損若しくは汚損した場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。

3 ただし乙の責めによらない理由で上記事象が生じた場合、乙はその責めを負わないものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 作業実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に期すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本契約の履行上知り得た情報について、契約期間中はもとより契約終了後においても他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約保証金)

第11条 契約保証金 金 円

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙に次に掲げる行為があったときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、業務を履行しない場合
- (2) この契約により生じた権利及び義務を第三者に譲渡した場合
- (3) 契約に関連して知り得た秘密、知識または情報その他の権利（法的権利を含む）を第三者に漏洩し、または譲渡し、若しくは使用させた場合
- (4) 業務の履行にあたり、業務従事者に著しく不品行があった場合
- (5) 監督官庁からの営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (6) その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合
- (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手側が第7号から第11号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (13) この契約に係る下請契約等に当たって、第7号から第11号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）において、発注者が受

注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (14) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第14条 乙は、甲に次に掲げる行為があったときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、代金を支払わない場合
- (2) 正当な理由がなく、乙の履行を拒んだ場合
- (3) その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合

(遅延利息等)

第15条 遅延利息、契約の解除等については、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第31条及び32条によるものとする。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名、押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良県橿原市四条町840番地  
公立大学法人奈良県立医科大学  
理事長

乙

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。  
2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### (取扱い状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

#### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。  
2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。